

市では、昭和六十年度から三回にわたり行政改革大綱を定め、行政全般にわたる改革を推進してきました。平成に入り二回、八年間連続で実施し、今回が三回目になることなどから、今回の改革を第三次土岐市行財政改革と呼ぶことにします。

平成十一年度に策定した土岐市新行政改革大綱では、事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直し、定員管理および給与の適正化の推進、情報化による行政サービスの向上、公正の確保と透明性の向上、財政の健全化など九つの主要推進項目を設定し、改革の推進に取り組んできました。

この新行政改革大綱では、職員定員の削減、公共工事のコスト縮減、情報通信網の整備などによる情報化の推進、情報公開の推進、施設の統廃合などに一定の成果を上げることができましたが、組織機構の見直し、補助金の見直し、経常経費の抑制などについては、十分な結果を残すことができませんでした。

市税の減少や地方交付税の削減、少子高齢化の進行などにより、市では以前にも増して厳しい財政運営を強いられています。また、住民参加と協働による市政の推進や男女共同参画、情報基盤の有効活用などが大きな課題となつてきており、財政改革を中心とした新たな行財政改革の実施が急務となっています。

新しい行政の姿を目指して策定しました

第3次土岐市行財政改革

市では、平成に入り8年度～10年度、11年度～15年度と2回にわたり行政改革大綱を定め改革を推進してきました。16年度に入り、内部組織として土岐市行財政改革推進会議を設け、新たな行政改革について内部検討を重ねてきました。10月25日に開催した土岐市行政改革懇談会（外部組織・委員8名）での審議を経て、「第3次土岐市行財政改革」を策定しましたのでお知らせします。

第三次土岐市行財政改革では、次の事項を基本の方針として推進します。

(1) 実施期間を平成十六年度から十八年度（十九年度当初実施を含む）の三年間とし、短期に集中的に実施する。

(2) 取り組み項目を絞り込み、即効性のある改革を実施する。

(3) 達成度を数値化するなど、できる限り分かりやすくする。

(4) 計画の見直しは、必要に応じて実施する。

(5) 計画策定に当たっては、土岐市行政改革懇談会に諮り決定し、広報などで公表する。策定後も実施状況を同懇談会に報告し、広報などで公表する。

主要推進項目と実施計画

次の四つの主要推進項目の下に具体的な実施計画を作成し推進します。

(1) 財政の健全化の推進

- (1) 職員人件費関係
- (2) 補助金、使用料・手数料関係など
- (3) その他

- (4) (3) (2) 職員定員・組織機構の見直し
- 事務事業の見直し
- 住民参加と協働の推進

第三次土岐市行財政改革についてのご質問などは、総合政策課（内線211）へどうぞ。

第3次土岐市行財政改革実施計画

主要推進項目	実施項目	実 施 内 容	担当課等	実施効果 (年/千円)	備 考
1 財政健全化の推進 ①職員人件費関係	1 特別職報酬の削減	特別職報酬を月額5~6%程度削減する。	秘書広報課		17年度から実施予定
	2 調整手当の廃止	職員の調整手当(3%)を全廃する。	秘書広報課	70,000	17年度から実施予定 ※実施効果は16年度普通会計職員による試算
	3 職員の勤務時間の延長	職員の勤務時間を午前8時30分から午後5時15分までとし、15分間延長する。	秘書広報課	5,000	17年度から実施予定 ※実施効果は16年度普通会計職員による試算
	4 管理職手当の引き下げ	主幹以上に支給している管理職手当について、支給率を1%引き下げる。	秘書広報課	4,500	17年度から実施予定 ※実施効果は16年7月現在で試算
	5 退職時特別昇給の廃止	勤続20年以上の職員の退職時に実施していた特別昇給を廃止する。	秘書広報課	5,100	16年度から実施済 ※実施効果は15年度実績
	6 勧奨退職制度の活用	勤続25年以上で50歳以上の職員に対して、毎年度個別に、勧奨退職制度の適用があることを通知し、希望者を募る。	秘書広報課		16年度から実施済
1 財政健全化の推進 ②補助金・使用料・手数料関係など	1 補助金の見直し	目的を達成したもの、社会的ニーズが薄れているもの、投資に見合った成果が得られていないものなど、補助金の見直しを行う。	総務課 関係各課		
	2 使用料・手数料の見直し	ごみ収集手数料、し尿処理手数料、斎場使用料、保育料、幼稚園授業料などの見直しを行う。	総務課 関係各課		
	3 前納報奨金の見直し	市民税・固定資産税や下水道事業受益者負担金の前納報奨金について、率の引き下げや廃止を検討する。	税務課 下水道課		
1 財政健全化の推進 ③その他	1 市税などの徴収率の向上	個別訪問、相談業務の強化、差し押さえの実施など、税の徴収率の向上を図る。	税務課		
	2 外郭団体の点検の実施	市の外郭団体や関連団体が、市に依存しない、自主・自立的な経営基盤を確立するため、統一的な指針による総点検を促し、その結果を踏まえて、経営改善の取り組みを求める。	税務課 関係各課		
	3 未利用財産の有効活用	有償貸付を行っている土地の積極的な売り払い処分や未利用地の貸し付けなどを検討する。	管財課		
	4 事務経費削減の強化	消耗品費、備品購入費、光熱水費、旅費など、あらゆる事務経費の削減に努める。	総務課 関係各課		
2 職員定員・組織機構の見直し	1 職員定員の削減	17年度までには職員適正化計画を策定し、職員の嘱託職員化(賃金職員化)や外部委託を進め、普通会計職員数を19年度当初には550人以下とするよう努める。	総合政策課 秘書広報課	180,000	16年度当初575人。 ※実施効果は25人削減の場合で試算
	2 組織機構の見直し	市民ニーズに適応した効率的で効果的な行政運営を実現するために、組織機構を見直す。	総合政策課		
	3 収入役の廃止	平成17年度から収入役を廃止する。(16年度は職務代理者で対応)	総合政策課	16,900	
3 事務事業の見直し	1 行政評価制度の推進	行政評価制度の実施により、職員の意識改革に努めるとともに、事務事業の妥当性、有効性、効率性などを検証し、事務事業の適切な選択と優先性に役立てる。	総合政策課 全課		
	2 事業の見直し	定例的に行われている事業について、その必要性を十分吟味し、廃止・休止・開催方法の変更などを検討する。	関係各課		
	3 公共施設の管理運営の見直し	次の施設については、今後の管理・運営を検討する。役割が終わったものについては目的変更や廃止も視野に入れる。 ◇産業福祉会館◇三国山キャンプ場◇郷土物産陳列所◇市民プール ◇青年の家◇勤労青少年ホーム◇働く婦人の家◇憩の家◇三国山荘	関係各課		
	4 外部委託などの推進	施設の建設、管理運営に当たっては、PFI制度や指定管理者制度などを十分に活用し、効率的で効果的な行政を推進する。また、地域住民などの積極的な参加を促す。	総合政策課 関係各課		
	5 契約・入札制度の見直し	制度のさらなる透明性、公平性、競争性の確保に向け、制限付き一般競争入札の実施、予定価格の公表方法などを検討する。	総務課		
	6 公共工事コスト縮減の積極的な取り組み	公共事業の設計や施工方法を見直し、コスト縮減に向け積極的な取り組みを行う。	関係各課		
4 住民参加と協働の推進	1 市民参加と協働によるまちづくりの推進	コミュニティ活動団体、NPO(非営利組織)やボランティアなどの連携を進め、市民参加と協働によるまちづくりを推進する。	総合政策課 関係各課		
	2 男女共同参画の推進	平成15年度に作成した「土岐市男女共同参画プラン」に基づき、各分野で事業や啓発活動を推進する。	総合政策課 関係各課		
	3 ITによる情報提供・情報交換の充実	整備が進んだ情報基盤や各種システムを活用して、情報の提供や交換、IT教育を積極的に進める。	総合政策課 関係各課		